

分かりやすい医療法人顧問
医療法人の基本と法人化の判断
第1巻

湯沢会計事務所 代表税理士

湯澤 勝信 氏

< 目次 >

1. 医療法人とは	4
2. 医療法人の種類	7
3. 個人事業との相違点	11
4. 医療法人化した診療所数	12
5. どういう場合に医療法人化すればよいのか	12
6. 医療法人の設立方法	17
7. 医療法人の機関設計	19

1. 医療法人とは

1. 医療法人の定義と本来業務

医療法人とは「医療法」の規定に基づいて「病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院」を開設するために都道府県知事の認可を受けて設立した法人

第 39 条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院を開設（本来業務）しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第 40 条 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

2. 附帯業務

医療法人は本来業務を行うことを条件に医療介護関連業務(附帯業務)を行うことができる

1. 医療関係者の養成又は再教育

・看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営

※後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならない

・医師、看護師等の再研修を行うこと

2. 医学又は歯学に関する研究所の開設

※研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

3. 診療所に併設された疾病予防運動施設で一定の基準を満たすものの開設

4 疾病予防温泉利用施設で一定の基準を満たすものの開設

5. 保健衛生に関する以下の事業

(1) 薬局

(2) 施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。)

(3) 検査センター(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。)

(4) 介護福祉士養成施設(社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。)

(5) ホームヘルパー養成研修事業(地方公共団体の指定を受けて実施するもの。)

(6) 難病患者等居宅生活支援事業(地方公共団体の委託を受けて実施するもの。)

(7) 乳幼児健康支援一時預かり事業(地方公共団体の委託を受けて実施するもの。)

(8) 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける送迎業務

(9) 居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業等

(10) 助産所

(11) 歯科技工所(歯科技工士法に規定するもの。)

(12) 福祉用具専門相談員指定講習(介護保険法施行令に規定するもの。)

6. 生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業のうち一定のものの実施

7. 有料老人ホームの設置(老人福祉法に規定するもの。)

第 42 条 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

1. 医療関係者の養成又は再教育
2. 医学又は歯学に関する研究所の設置
3. 分院診療所の開設
4. 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置
5. 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置
6. 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務
7. 社会福祉法第2条及び3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
8. 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置

3. 配当不可

医療法人は営利を目的としないので配当ができない

第 54 条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

2. 医療法人の種類

1. 法人の形態

1. 社団医療法人と財団医療法人

(1) 社団医療法人＝人の集まり

定款 社員 社員総会 理事 理事会

(2) 財団医療法人＝物の集まり

寄附行為 評議員 評議員会 理事 理事会

2. 社団医療法人の類型

出資持分有医療法人(経過措置型医療法人)と出資持分無医療法人

(1) 出資持分有医療法人＝平成19年3月以前までの旧医療法で設立された医療法人

①出資持分有医療法人

②出資額限度法人

(2) 出資持分なし医療法人

①基金拠出型医療法人と基金なし医療法人(一般の医療法人)

②社会医療法人

③特定医療法人

2. 出資持分有法人

社団医療法人であって、その定款に出資持分に関する定め(通常は、①社員の退社に伴う出資持分の払戻し、及び、②医療法人の解散に伴う残余財産の分配に関する定め)を設けているもの

モデル定款

第9条

社員資格を喪失した者は、出資持分に応じて払い戻しを請求することができる

第34条

本団体が解散した場合の残余財産は、払込み出資額に応じて分配するものとする

3. 出資額限度法人

出資持分のある医療法人であって、社員の退社に伴う出資持分の払戻しや医療法人の解散に伴う残余財産分配の範囲につき、払込出資額を限度とする旨を定款で定めているもの。出資額限度法人は、出資持分のある医療法人の一類型だが、医療法人の財産評価額や社員の出資割合にかかわらず、出資持分の払戻請求権及び残余財産分配請求権の及ぶ範囲が、当該社員が実際に出資した額そのものに限定される

モデル定款

第9条

社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払い戻しを請求することができる

第34条

本団体が解散した場合の残余財産は、払込み出資額を限度として分配するものとし、当該払込み出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の許可を得て、国若しくは地方公共団体、又は特定医療法人若しくは社会医療法人にその残余の額を帰属させるものとする。

4. 出資持分無医療法人

社団医療法人であって、その定款に出資持分に関する定めを設けていないもの
平成19年施行の第五次医療法改正により、社団医療法人を新規設立する場合は、出資持分のない医療法人しか認められない

モデル定款

第34条

本団体が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続きの開始決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 公的医療機関
- (4) 郡市医師会又は都道府県医師会
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

基金拠出型法人と寄附によって設立した法人に区分される

※基金拠出型法人

出資持分のない医療法人の一類型であり、法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより、基金の制度を採用しているものという
現在設立する医療法人のほとんどがこの類型になる
社会医療法人や特定医療法人は基金制度を用いることはできない

※基金

社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して返還義務（金銭以外の財産について拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。

5. 医療法や税法による特別な類型

1. 社会医療法人（医療法）

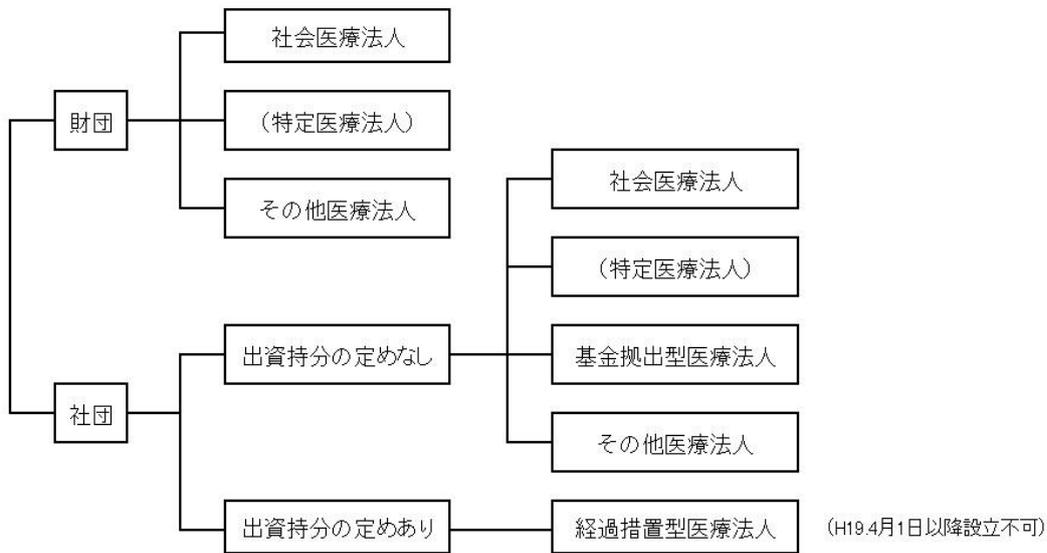
医療法人のうち、医療法第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものをいう。
平成19年施行の第五次医療法改正において新設された類型で、財団医療法人と出資持分のない社団医療法人が対象。

社会医療法人の認定要件は厳格だが、認定を受けると、本来業務である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から生じる所得について法人税が非課税になるとともに、直接救急医療等確保事業に供する資産について固定資産税及び都市計画税が非課税になるなど、税制上の優遇措置を受けることができる。また、医療法第42条の2第1項但書に定める収益業務を行うことも認められる

2. 特定医療法人（法人税法）

租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人をいう。昭和39年に創設された類型で、社団医療法人で出資持分がない医療法人と財団医療法人が承認対象

【医療法人の種類】



注1) 特定医療法人は税法上の優遇措置で医療法に規定なし

6. 医療法人の現状(令和2年3月31日現在厚生労働省発表)

医療法人 総数	財団法人	社団法人		
		総数	持分有	持分無
55,674	370	55,304	38,721	16,583
100%	0.66%	99.34%	70.00%	30.00%

医療法人のほとんどは社団法人でありその7割が持分のある医療法人である

内 訳	件数	割合	内 訳	件数	割合
出資額限度法人	296	0.52%			
基金拠出型法人	13,437	24.14%	一人医療法人	46,251	83.07%
特定医療法人	343	0.62%	内 医科	36,004	77.84%
社会医療法人	317	0.57%	内 歯科	10,247	22.16%

医療法人の約8割は医師又は歯科医師が一人の診療所である。

一人医療法人の約8割は医科の診療所である

出資持分のない社団医療法人の約8割が基金拠出型医療法人である

3. 個人事業との相違点

医療法人と個人開業の相違点

項目	個人開業医	医療法人
開設者	院長	医療法人
資産負債の帰属		
保険医療機関		
納税義務者		
課税	所得税、住民税、個人事業税 (消費税)	法人：法人税、法人住民税、事業税 (消費税) 個人：所得税、住民税
事業年度	1月1日から12月31日	任意に定めた会計年度※ (繁忙期を避けられる)
申告期限	翌年3月15日	事業年度終了の日から 2ヶ月以内
納税地	医院の所在地もしくは 住所地	主たる事務所の所在地 (医院の所在地)

※法人の決算期の決め方

1. クリニックの繁忙期を避ける

耳鼻科・眼科 2月から4月

内科・小児科 11月から2月

皮膚科 7月から8月

整形外科 7月から10月

2. 会計事務所の決算集中期を避ける

3月と12月

3. 個人に合わせる

12月

4. 医療法人化した診療所数

平成 31 年 3 月末

内科診療所 102,202 件のうち、35,580 件 (34.8%)

歯科診療所 68,505 件のうち、9,691 件 (14.1%)

5. どういう場合に医療法人化すればよいのか

1. 租税特別措置法 26 条が適用できなくなった場合

租税特別措置法 26 条は通称医師優遇税制と言われ、保険収入の約 70%を概算経費として申告することができる制度である

少人数で経営し、開業後何年か経って設備投資も少なく、収入が安定している医療機関にとって大変有利な制度となっている。

措置法 26 条の適用条件は

- (1) 年間保険診療収入 5,000 万円以下
- (2) 年間保険診療収入+年間自由診療収入=7,000 万円以下

の 2 つの条件を満たす必要がある

この条件を満たさなくなったことにより大幅増税となった場合

2. 所得が高く、税負担が大きいと感じた場合

所得税は超過累進税率となっている。特に平成 27 年から最高税率が課税所得金額 4,000 万円超の場合、所得税 45%+復興所得税+住民税 10%となり高所得者の税負担は増大している

一方法人の税率は下がっていて、平成 31 年 4 月以降開始事業年度からは約 27.2% (法人税+法人住民税) となっている。さらに法人の場合所得金額 800 万円以下の部

分については約 17. 6%（法人税+法人住民税）と個人と比較してかなり低い税率となっている。

個人と法人の税額の差は所得が高ければ高い程大きくなる

ただ、法人化すると社会保険への加入が義務付けられるのでその負担増分を考慮すると課税所得金額 2500 万円以上が法人化を検討する目安になる

（１）個人に対する税金（所得税＋住民税）

課税所得	所得税	住民税	合計	税率
1,000 万円	123 万円	100 万円	223 万円	22. 29%
1,500 万円	327 万円	150 万円	477 万円	31. 81%
2,000 万円	531 万円	200 万円	731 万円	36. 57%
2,500 万円	736 万円	250 万円	986 万円	39. 42%
3,000 万円	940 万円	300 万円	1,240 万円	41. 32%
3,500 万円	1,144 万円	350 万円	1,494 万円	42. 68%
4,000 万円	1,348 万円	400 万円	1,748 万円	43. 70%
5,000 万円	1,808 万円	500 万円	2,308 万円	46. 15%
6,000 万円	2,267 万円	600 万円	2,867 万円	47. 78%
7,000 万円	2,726 万円	700 万円	3,426 万円	48. 95%
8,000 万円	3,186 万円	800 万円	3,986 万円	49. 82%
9,000 万円	3,645 万円	900 万円	4,545 万円	50. 50%
10,000 万円	4,105 万円	1,000 万円	5,105 万円	51. 05%

※個人事業税は考慮していない

(2) 医療法人に対する税率

法人税 $23.2\% \times (1 + 0.173) = 27.2136\%$

医療法人に対する税金 = 課税所得金額 $\times 27.2136\%$

※法人事業税は考慮していない

個人と医療法人の税金比較(令和2年版)

《個人の場合の税金合計(所得税+住民税、専従者の分も含む)》 (単位:万円)

事業所得	1,000	1,200	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	6,000	8,000	10,000	15,000	20,000
専従者給与	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
生命保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税金合計(所得税+住民税)	262	339	470	688	943	1,197	1,451	1,705	1,975	2,254	2,814	3,933	5,052	7,849	10,646
個人の可処分所得	1,303	1,426	1,595	1,877	2,122	2,368	2,614	2,860	3,090	3,311	3,751	4,632	5,513	7,716	9,919

《下記条件にて、医療法人化した場合の個人、法人の税金合計(所得税+住民税+法人税+法人住民税、親族の分も含む)》

1. 専従者の給与を500万円から840万円に変更
2. 親族3人に対し1人120万円の給与を支給

(単位:万円)

理事長給与	月額	年額	事業所得と法人化した場合の税額													個人の可処分所得			
			1,000	1,200	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	6,000	8,000	10,000		15,000	20,000	
70	840	252	252	256	344	454	590	726	862	998	1,134	1,406	1,950	2,495	3,855	5,216	1,788		
80	960	284	284	284	356	454	590	726	862	998	1,134	1,406	1,950	2,495	3,855	5,216	1,876		
90	1,080		324	324	374	462	597	733	869	1,005	1,141	1,413	1,958	2,502	3,863	5,223	1,956		
100	1,200		364	364	393	481	604	740	876	1,012	1,148	1,421	1,965	2,509	3,870	5,231	2,036		
110	1,320			407	415	503	614	750	886	1,022	1,159	1,431	1,975	2,519	3,880	5,241	2,113		
125	1,500			485	485	550	644	780	916	1,052	1,188	1,460	2,005	2,549	3,910	5,270	2,215		
150	1,800				617	628	716	829	966	1,102	1,238	1,510	2,054	2,598	3,959	5,320	2,383		
170	2,040					721	779	869	1,005	1,141	1,277	1,549	2,094	2,638	3,999	5,359	2,519		
200	2,400						893	975	1,079	1,215	1,351	1,623	2,168	2,712	4,073	5,433	2,707		
220	2,640							1,015	1,055	1,143	1,272	1,408	1,680	2,224	2,769	4,129	5,490	2,825	
250	3,000								1,198	1,198	1,263	1,357	1,493	1,765	2,309	2,854	4,214	5,575	3,002
300	3,600										1,503	1,550	1,638	1,907	2,451	2,995	4,356	5,717	3,297
350	4,200											1,809	1,838	2,049	2,593	3,137	4,498	5,858	3,592
400	4,800												2,134	2,234	2,755	3,300	4,660	6,021	3,866
450	5,400													2,470	2,928	3,472	4,833	6,193	4,130
500	6,000													2,806	3,100	3,644	5,005	6,386	4,394
600	7,200														3,506	3,989	5,350	6,710	4,923
最大節税額		10	87	214	345	489	607	725	844	977	1,121	1,408	1,983	2,557	3,994	5,430			

※1 所得控除額所得税200万円、住民税160万円とする。 ※2 住民税均等割 個人法人共に不算入

3. 事業範囲を拡大したい場合

医療法人にすることにより本来の目的に加えて附帯業務を行うことが可能

医療法人が行える附帯業務

1. 分院経営

個人だと開設者＝管理者なので1医院しか開設できない

法人化した場合は開設者＝医療法人 管理者＝各院長となり各医院に院長を置けば複数の医院経営が可能となる

2. 介護老人保健施設の運営

3. デイケア・デイサービスの運営

4. グループホームの運営

5. 居宅介護支援事業(ケアマネ業務)

6. 有料老人ホームの運営

7. サービス付高齢者向住宅の運営

8. 労働者派遣事業

等様々な事業ができる

4. 医療法人に向いていない医療機関

1. 立ち上がりに時間がかかり運転資金の借入残高が大きい場合

運転資金部分の借入金は法人に引き継げないので、個人で返済しなければならず、その分給料を高く設定しなければならない

2. お金の使い方が荒く、給料の範囲内で計画的に生活できない人

給料以上にお金を使うと役員貸付金が発生してしまう

3. 所得がそれほど高くない場合

医療法人にすると個人の場合よりも管理に手間がかかるので、ある程度節税メリットが大きくなければやってもあまり意味がない

4. 法人のルールが理解できない人

医療法人の場合個人のお金と法人のお金を明確に区分して一定のルールに基づいて管理しなければならない。その結果として節税になるのであり、そのルールが理解できない人はやめた方がいい。

6. 医療法人の設立方法

1. 医療法人の認可

医療法人を設立するためには、その医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の認可が必要

行政によって異なるが通常年2回申請の機会があり、申請後6ヶ月後位で認可される。認可後に所轄の法務局に登録することにより通常の株式会社と同じように法人としての取引が可能となる

具体的な手続きは所轄都道府県のホームページ参照

医療法人設立の主な手続き

行 政	申請・届出
所轄都道府県	医療法人設立認可申請
所轄法務局	医療法人登記申請
所轄保健所	法人診療所開設許可申請 個人診療所廃止届 法人診療所開設届
所轄厚生局	保険医療機関指定申請

第44条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（[地方自治法第二百四十四条の二第三項](#)に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を含む。）の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 理事会に関する規定

八 社団たる医療法人にあっては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する

る規定

九 財団たる医療法人にあっては、評議員会及び評議員に関する規定

十 解散に関する規定

十一 定款又は寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

第46条 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによって、成立する。

2. 医療法人設立のポイント

1. 設立形態

現在設立できる医療法人は出資持分のない医療法人のみ

2. 拠出財産

基本的に現在個人で事業に供している資産はすべて拠出するように都道府県から指導される

3. 運転資金

(毎月の支出額-窓口入金額) × 2ヶ月分の現預金か

か医業未収入金 × 2ヶ月分の拠出を求められる

→結果的に設備投資額が多いクリニック、毎月の支出金額が大きいクリニックは拠出金額が大きくなってしまう

4. 個人の借入金の引継ぎ

借入金については、運転資金部分の借入金は法人に引き継ぐことができず、設備投資に対する借入金のうち、拠出する資産の簿価に対応する部分のみ引き継ぎが認められる

→結果的に個人に借入金が残ってしまい、法人設立後役員報酬の中から返済していかなければならなくなる

対策

予算書の支出金額をなるべく低い金額にする

資産の拠出は最低限にし、残りは法人設立後に売却する

7. 医療法人の機関設計

1. 社員総会

社員総会は、社員によって構成される合議体で、社団医療法人における最高意思決定機関。社員総会においては、社員は、社団医療法人に対する出資の有無や金額等に関わりなく、1人1個の議決権を有する。

2. 理事会

理事会は、理事によって構成される合議体で、医療法人における業務執行の意思決定機関。医療法人の業務は、定款に別段の定めがないときは理事の過半数で決することとされている。

3. 社員

社員は、社団医療法人の構成員であり（従業員や役員とは異なる。）、社員総会において1人1個の議決権を有する。

社員たる資格の取得や喪失については、定款で規定されている

4. 役員

1. 医療法人の役員

医療法人には、役員として、原則3名以上の理事及び1名以上の監事を置かなければならない。

また、理事の中から理事長を1名選出する

2. 理事

定款に別段の定めがないときは、理事の過半数により医療法人の業務を決することになる。社団医療法人の場合、理事は社員総会において選任する。

3. 理事長

理事長は理事のうち、医療法人を代表し、その業務を総理する者で、原則として医師又は歯科医師であることが必要。理事長は理事の互選によって選出する。

4. 監事

監事は、医療法人の業務・財産状況の監査等を行う。

社団医療法人の場合、監事は社員総会において選任する。

医療法人の適正な運営において、監事の監査は重要な役割を担う。

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決算書類等閲覧の上、業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について監査する。

第四十六条の二 社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

第四十六条の三 社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項について決議をすることができる

第四十六条の三の三 社員は、各一個の議決権を有する。

講師プロフィール

湯澤 勝信 (ゆざわ かつのぶ) 氏

税理士。行政書士。湯沢会計事務所代表。
社団法人 メディカルスタディ協会専務理事
数多くの医療機関の開業支援、医療法人の設立、老人保健施設の開設等の支援業務及びセミナーを実施し、現在に至る。

著書「世界一やさしいクリニック開業ガイド」「絶対成功するクリニック建築・企画開業マニュアル」他

湯沢会計事務所
東京都中央区日本橋横山町1-3 OKK日本橋ビル2F
TEL 03-3639-1881
Mail yuzawa@yuzawa.com

PCサイト

湯 沢 会 計 事 務 所

メ ディ カ ル ス タ デ ィ 協 会

増 患 . c o m

分かりやすい医療法人顧問
医療法人の会計・税務
第2巻

湯沢会計事務所 代表税理士

湯澤 勝信 氏

< 目次 >

1. 医療法人の会計	3
1. 定時社員総会の開催	3
2. 臨時社員総会の開催	3
3. 社員総会での決議事項とは	3
4. 事業報告等提出書	3
5. 資産の総額の変更登記	4
2. 医療法人の税務	4
1. 個人と医療法人の課税方法の相違	4
2. 医療法人に対する税金と税率	5
3. 医療法人の節税	6
4. 医療法人に対する消費税	9
5. 医療法人と相続税	10
6. 医療法人と印紙税	10

1. 医療法人の会計

1. 定時社員総会の開催

年2回定時社員総会を開催しなければならない

(例) 3月決算の場合

3月 次年度予算の決定

5月 決算報告、承認 本年度役員を選任(2年に1回)、本年度役員報酬決定

2. 臨時社員総会の開催

理事長が必要と認める場合

総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合

3. 社員総会での決議事項とは

第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
 - (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
 - (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
 - (5) 重要な資産の処分
 - (6) 借入金額の最高限度の決定
 - (7) 社員の入社及び除名
 - (8) 本社の解散
 - (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- 2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

4. 事業報告等提出書

都道府県に対して

事業報告等提出書を提出する(決算終了後2ヶ月以内に作成し3ヶ月以内に提出)

1 事業報告書

- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 6 監査報告書

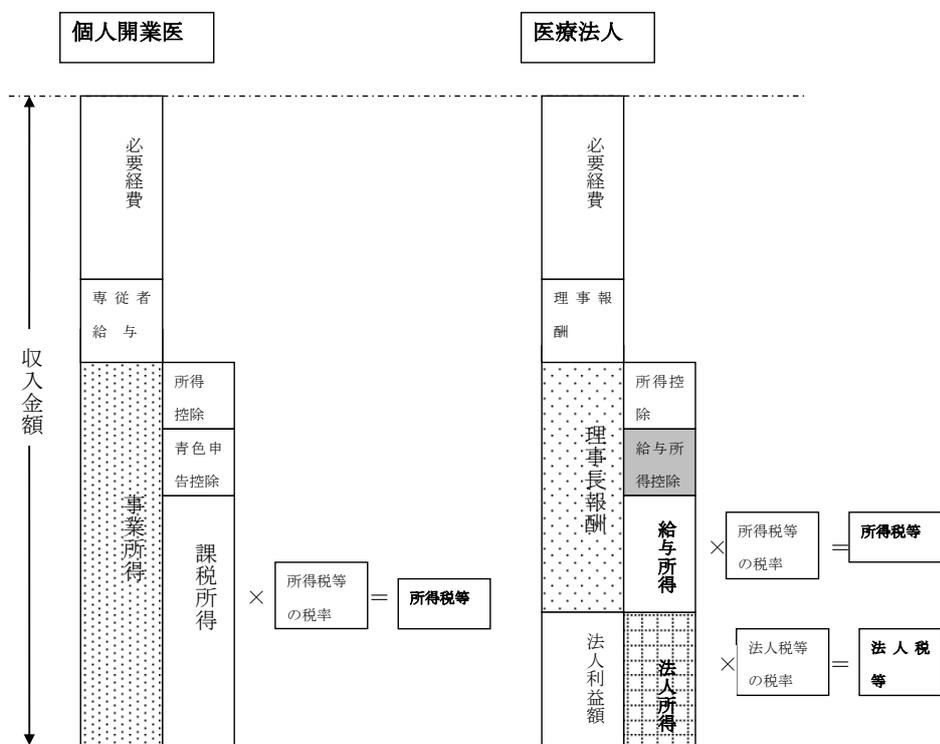
5. 資産の総額の変更登記

資産と負債の差額（純資産額）を決算終了後 3 ヶ月以内に毎年法務局に登録する

2. 医療法人の税務

1. 個人と医療法人の課税方法の相違

個人開業医と医療法人の税金の相違点



2. 医療法人に対する税金と税率

1. 法人税

医療法人の法人税率

		800万円以下	800万円超
一般		15%	23. 20%
特定医療法人		15%	19%
社会医療法人	医療保険業	0%	0%
	上記以外	15%	23. 20%

2. 法人地方税等

医療法人の法人住民税			
法人県民税	法人市民税	地方法人税	合 計
法人税×1%	法人税×6%	法人税×10.3%	法人税×17.3%

3. 法人事業税

医療法人の法人事業税（医療法人＝特別法人）

課税所得	標準税率	特別税率	合 計
400万円以下	3. 5%	34. 5%	4. 7075%
400万円超	4. 9%	34. 5%	6. 5905%

保険診療収入に係る所得に対しては非課税

自由診療収入および雑収入に対する所得のみが課税対象となる
事業税対象所得を計算するための按分計算が必要

(例)

保険収入 10,000万円

自由診療収入 3,000万円

雑収入 2,000万円

合 計 15,000万円

法人税課税所得金額 1,200万円

課税対象所得金額

$1,200 \text{万円} \times (3,000 \text{万円} + 2,000 \text{万円}) \div 15,000 \text{万円} = 400 \text{万円}$

非課税所得金額

$1200 \text{万円} - 400 \text{万円} = 800 \text{万円}$

3. 医療法人の節税

1. 親族への所得分散

所得税は、超過累進税率を採用しているため、所得をできるだけ沢山の人の人に分散することが節税につながる。

(1) 個人の場合の所得分散＝青色事業専従者給与の支払

あくまで所得税法上の特例措置なので、そんなに高く出すことができない
専従者の給与は無資格者無床診療所で平均 518 万円（平成 17 年医療経済実態調査）

(2) 医療法人の場合の所得分散

① 親族を役員にすることにより、非常勤であっても給与の支払いが可能になる。個人経営の場合、ドクターである配偶者や、子息に対する給与も一緒に生活している場合には専従者給与の要件を満たさないと経費にすることができない。

② 専従者である配偶者の給与を役員報酬にすれば、大幅にあげることができ、より多くの所得分散が可能になる

(3) 給与所得控除

院長、配偶者、親族ともに支給した給与の全額が課税されるわけではなく、給与所得控除額という、みなしの経費を引いた後の金額が所得になる。

給与所得控除額（令和 2 年～）

給与等の収入金額	給与所得控除額
180 万円以下	収入金額×40%—10 万円 55 万円に満たない場合には 55 万円
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10% + 110 万円
850 万円超	195 万円

2. 生命保険の活用

医療法人 = 契約者（保険料支払者）
医療法人 = 保険金受取人という形で、一定の生命保険に加入
支払保険料=契約の形態により一定の保険料が経費算入可



保険料を経費にすることによりニーズに応じたいろいろな使い方ができる

1. 院長の病気、けがに対する休業対策
2. 院長の死亡に対するリスクヘッジ
3. 将来の役員退職金の支払いに対する準備

※定期保険の経費処理に対する法改正

2019年7月8日以降の契約から

改正日前の契約については適用されない

1. 全額損金算入されるもの
 - ・ 保険期間が3年未満の契約
 - ・ 最高解約返戻率が50%以下の契約
 - ・ 最高解約返戻率が70%以下で、かつ年間保険料が30万円以下の契約

2. 最高解約返戻率による損金算入額と資産計上額（取り崩し額）

最高返戻率	損金算入額	資産計上期間	取り崩し期間及び取り崩し額
50%以下	全額損金	なし	なし
50%超 70%以下	60%損金（資産計上 40%）	保険期間の前半 4 割の 期間	後半 25%の期間で均等取り崩し
70%超 85%以下	40%（資産計上 60%）		
85%超	10年目まで 10%損金（資産計上 90%） 11年目以降 30%損金（資産計上 70%）	①最高解約返戻率となる期間まで ②①の期間経過後も解約返戻金の増加割合が70%を超える期間がある場合にはその超える期間まで ③上記期間が5年未満	①②は解約返戻金が最高額となる期間から均等取り崩し ③④は資産計上期間経過後か

		の場合は5年 ④上記期間が10年未満 の場合には前半5割の 期間	ら均等取り崩し
--	--	---	---------

3. 役員社宅

(1) 税務上の役員社宅の取り扱い

役員に対して社宅を貸与する場合は、役員から一定額の家賃（賃貸料相当額）を受け取ってれば、給与として課税されない。

賃貸料相当額は、貸与する社宅の床面積により小規模な住宅とそれ以外の住宅とに分け、次のように計算する。ただし、この社宅が、いわゆる豪華社宅※である場合は、次の算式の適用はなく、時価（実勢価額）が賃貸料相当額になる

※豪華社宅とは

床面積が240㎡を超えるもののうち、取得価額、支払賃貸料の額、内外装の状況等各種の要素を総合勘案して判定する。一般的にプール等や役員個人の嗜好を著しく反映した設備等を有するものは豪華社宅となる

(2) 小規模住宅の場合（木造132㎡以下、鉄骨鉄筋99㎡以下）

次の①から③の合計額が賃貸料相当額になる

- ①（その年度の建物の固定資産税の課税標準額）×0.2%
- ②12円×（その建物の総床面積（平方メートル）／3.3平方メートル）
- ③（その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）×0.22%

(3) 役員に貸与する社宅が小規模な住宅でない場合

①自社所有の社宅の場合

次のイとロの合計額の12分の1が賃貸料相当額になる。

イ（その年度の建物の固定資産税の課税標準額）×12%※

※建物の耐用年数が30年を超える場合は10%

ロ（その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）×6%

②他から借り受けた住宅等を貸与する場合

会社が家主に支払う家賃の50%の金額と、上記①で算出した賃貸料相当額とのいずれが多い金額

(4) 豪華社宅とされないためには

1. 面積基準 240 m²基準をクリアする

①240 m²を超えそうな場合には、入口を別に作るなどして、面積超過分は、医療法人やMS法人が使用するようにする

②二世帯住宅の場合、各世帯が 240 m²におさまるように調整する

2. 特別注文の設備をできるだけ作らないようにする。もし作る場合にはその部分は役員個人の負担とする

※個人的嗜好が強い特別設備とは

プール、特注家具、ワインセラー、オーディオルーム、スポーツジム等

4. 医療法人に対する消費税

1. 医療法人は非課税売り上げが多い法人

- ・ 非課税売り上げとなる収入
- ・ 保険診療収入
- ・ 介護保険収入
- ・ 自賠責保険収入
- ・ 労災保険収入
- ・ 公費収入
- ・ 妊婦健診、出産関連収入

2. 原則課税の場合

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高} + \text{免税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{非課税売上高} + \text{免税売上高}}$$

仕入税額控除

課税売上割合 ≥ 95%

全額控除

課税売上割合 < 95%

個別対応方式か一括比例配分方式

3. 簡易課税の場合の税率区分

医療法人は利益率が高いので、基準期間の課税売上高が 5000 万円以下の場合簡易課税を選択した方が有利な場合が多い

物品販売	2 種
不要資産の売却	4 種
自由診療収入	5 種
駐車場の貸付	6 種

5. 医療法人と相続税

1. 出資持分のある医療法人 出資持分が相続税の課税対象になる
2. 出資持分のない医療法人（平成 19 年 4 月以降設立された医療法人）
未返還の拠出金以外相続税はかからない

6. 医療法人と印紙税

通常の診療（保険診療収入、自由診療収入）に対する領収証 非課税

物品の販売に対する領収証 5 万円以上の場合必要

金額	印紙税
5 万円未満	非課税
5 万円以上で且つ 100 万円以下	200 円
100 万円を超え且つ 200 万円以下	400 円

講師プロフィール

湯澤 勝信 (ゆざわ かつのぶ) 氏

税理士。行政書士。湯沢会計事務所代表。
社団法人 メディカルスタディ協会専務理事
数多くの医療機関の開業支援、医療法人の設立、老人保健施設の開設等の支援業務及びセミナーを実施し、現在に至る。

著書「世界一やさしいクリニック開業ガイド」「絶対成功するクリニック建築・企画開業マニュアル」他

湯沢会計事務所
東京都中央区日本橋横山町1-3 OKK日本橋ビル2F
TEL 03-3639-1881
Mail yuzawa@yuzawa.com

PCサイト

湯 沢 会 計 事 務 所

メ ディ カ ル ス タ デ ィ 協 会

増 患 . c o m

令和3年8月3日
湯沢会計事務所
代表税理士 湯沢 勝信

法人化のご提案

〇〇クリニック

〇〇先生

1. 現状

令和2年の先生の事業所得は6764万円でした。

この所得に対し、所得税2426万円、住民税639万円、事業税327万円合計3393万円の税金が発生しています。この税金の所得に対する割合は約50.2%となっています。

これは、所得税と住民税の合計が課税所得金額1800万円超4000万円以下の部分に対して50%、4000万円超の部分に対しては55%で課税されているためです。

従いまして収入利益が大きくても税金が高いために思ったほど手元にお金が残らないと感じていると思います

2. 医療法人化（一般社団法人化）した場合

現在の診療所を医療法人化した場合には次のように課税関係は変わります

CASE 1

現在の収入所得の状態で診療所を法人化し先生が法人から給料を取った場合

法人化した場合には先生の給料をいくりに設定するかによって、法人の利益が決まります。給与に対しては所得税等（所得税、個人住民税・個人事業税）がかかり、法人の利益に対しては法人税等（法人税、法人住民税、法人事業税）がかかります

法人税等の方が所得税等よりも約25%低いので、法人に利益を出した方が全体の税金は低くなります

(1) 個人法人を通じて最も税金の額が少なくなるケース

法人化した場合には先生の給与を月額 100 万円、年間 1200 万円にした場合が最も税金が低くなります。この場合税金の総額は 1923 万円となり個人の場合と比較すると 1469 万円の節税となります

(2) 個人の収入をある程度確保したケース

先生の給与を月額 300 万円、年間 3600 万円にした場合、税金の総額は 2206 万円となり個人の場合と比較すると 1186 万円の節税となります

CASE 2

CASE 1 の場合に加えて親族を法人の役員にして、役員報酬を支払った場合

法人化した場合には個人と違い、親族であっても役員であればその仕事の内容に応じて報酬を支払うことが認められています。何人かの親族に所得を分散することにより、より税金を低くすることができます

(1) 個人法人を通じて最も税金の額が少なくなるケース

先生の給与を月額 100 万円、年間 1200 万円にした場合で、配偶者の方に月額 60 万円、年間 720 万円、その他親族の方 2 名に対してそれぞれ月額 40 万円、年間 480 万円を支給した場合、税金の総額は 1561 万円となり個人の場合と比較すると 1831 万円の節税となります

(2) 個人の収入をある程度確保したケース

(1) で先生の給与を月額 300 万円、年間 3600 万円にした場合、税金の総額は 1844 万円となり個人の場合と比較すると 1547 万円の節税となります

CASE 3

CASE 2 の場合に加えて法人契約で一定の生命保険に加入した場合

法人契約で先生を被保険者とした一定の生命保険契約に加入した場合、支払った保険料の一定額を経費にすることができます。この生命保険契約を解約した場合には支払った保険料のほとんどが戻ってきますので、節税をしながら簿外で資産形成（貯金）をすることができます

(1) 個人法人を通じて最も税金の額が少なくなるケース

先生の給与を月額 100 万円、年間 1200 万円にした場合で、月額 50 万円、年間保険料 600 万円（全額経費）の生命保険に加入した場合、税金の総額は 1460 万円となり個人の場合と比較すると 1932 万円の節税となります

(2) 個人の収入をある程度確保したケース

(1)で先生の給与を月額 300 万円、年間 3600 万円にした場合、税金の総額は 1743 万円となり個人の場合と比較すると 1649 万円の節税となります

※また、決算月の設定の仕方にもよりますが、初年度に限り消費税が免税となりますので、令和元年に納付した消費税額約 700 万円を納付する必要がありません。

3. まとめ

法人化することにより所得の高い先生は個人の場合と比較して大幅に節税をはかることが可能になります

節税のポイントを整理すると以下の4点になります

1. 所得税等よりも低い法人税等の税率を利用する

法人化した場合にはできるだけ法人の利益を大きくすることにより全体の税金を低くすることができます。そのためには役員報酬をいくらに設定するかがポイントになります

2. 所得分散

法人化した場合、親族等を役員にして報酬を支払い、所得を分散することにより、さらに節税額を大きくすることが可能です。ただし仕事の内容に比して高額な報酬は経費になりませんので注意が必要です

3. 生命保険に加入

法人化した場合、一定の生命保険に加入すれば保険契約の種類により、保険料の全部あるいは一部を経費にすることができ、より大きな節税が可能になります。保険加入額に制限はありませんので予算に応じて加入可能です。

4. 所得が高い人、長く続けること

法人化のメリットは個人の所得が高い人がより年間の節税額が大きくなり、またできるだけ早く法人化して長く続けることにより、より節税額の総額は大きくなります。

※ なお、このシュミレーションは現在の税法に基づいて計算したものであり、将来の税制改正によって金額が変動することをご了承ください